

イノベ地域における担い手拡大推進業務
「福島イノベーション・コースト構想に関する情報発信業務」委託仕様書

1 委託業務名

イノベ地域における担い手拡大推進業務
「福島イノベーション・コースト構想に関する情報発信業務」

2 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）

3 業務目的

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の推進のため、浜通り地域等15市町村（以下「イノベ地域」という。）への産業集積や交流人口の拡大、人材育成等に取り組んでいる。

本業務では、全国のビジネスパーソンを主なターゲットとして、構想の実現に向けた取組や成果、イノベ地域での活動や産業・雇用回復の様子等を網羅的に広く発信することで、構想への認知拡大と関心を高め、イノベ地域での新たな事業展開や就職・起業による構想への参画及び地域の担い手の確保につなげることで、構想を推進することを目的として実施する。

※浜通り地域等15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

4 ターゲット

福島県内を含む全国の30-40代のビジネスパーソンを主なターゲットとする。

5 対象ウェブサイト

「Hama Tech Channel（ハマテックチャンネル 以下「HTC」という。）」

URL：<https://www.fipo.or.jp/htc>

6 業務内容

3の業務目的を達成するため、以下の項目について企画提案し実行すること。

(1) HTC サイトの改善

ア 現行の HTC サイト全体についての課題等を分析し、ターゲットの関心を喚起・維持する内容に改善すること。

イ HTC サイトと福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト間の回遊性やアクセスビリティの向上が見込める導線設計を行い、必要な改修を実施すること。
福島イノベーション・コースト構想ウェブサイトは以下のとおり。

URL: <https://www.fipo.or.jp>

(2) HTC に掲載する記事（コンテンツ）の制作

ア 記事（コンテンツ）（以下「記事」という。）を12本以上制作し、HTCサイトに掲載すること。記事はテキスト形式に限らず、画像や動画等を含めた視認性と訴求力のある内容とすること。

イ 想定する記事内容は下記のとおり。なお、これらに加え、構想への関心や理解を高める記事や動画による発信について提案することも可とする。企画提案を基に、記事内容等を機構と協議の上、決定する。なお、サイトへの掲載時期については、機構と協議の上、年間スケジュールを作成し、特定の時期に偏らないよう計画的に記事の掲載を行うこと。

① イノベ地域の事業者へのインタビュー 9本以上

② 構想に関するコラム・トピック記事 3本以上

ウ インタビューアーやライターの手配及び調整、記事の編集、進行管理を適切に行うこと。

エ 必要な情報収集や事前調査を実施し、各記事の内容及び全体構成について機構と協議すること。また、協議結果に基づき、各取材先へのアポイントメント等、取材に係る一切の調整を行うこと。調整結果については、速やかに機構に報告すること。

オ 記事の内容確認を機構に依頼する際は、十分な校正を行った上で提出すること。

カ その他、必要に応じてターゲットのニーズに応じた記事企画の検討を行うこと。

(3) 新規ウェブページ及びクリエイティブの制作

HTCサイトの既存記事の中から、社会実装および事業化に至った事例を紹介するランディングページ（以下「LP」という。）を作成すること。要件は以下のとおり。

ア 事例を構想の重点分野に整理するなど、一目でどんな事業内容か判別できるも

- のとし、構想を認知していないターゲット層にも分かりやすいページ構成とする。
- イ LPにて掲載する事例は10件以上とし、機構と協議の上選定すること。
- ウ 掲載する事例からHTCの既存該当記事への遷移が可能な導線を設けるとともに、HTCサイトからLPへの遷移が可能な導線を設け、相互に回遊できる設計とすること。
- エ ページ構築後も機構により適宜内容の修正・情報追加が可能な仕様とすること。

(4) インターネット広告を活用した情報発信

HTCサイト及びLPへのページビュー数増やユーザーの閲覧行動向上を目的として、インターネット広告を活用した情報発信を企画・立案し実施すること。要件は以下のとおり。

- ア 広告媒体は、バナー広告や動画広告を想定するが、その他の提案も可とする。
広告配信先について、効果を最大限に図るため、ターゲットに適したチャンネルを提案すること。なお、動画広告を活用する際は、上記(2)アで制作する動画を活用すること。
- イ 広告配信の誘導先は以下とすること
 - ①HTCサイトのトップページまたは該当記事ページ
 - ②上記(3)で制作する新規ウェブページ
- ウ 広告配信期間及び予算配分等の詳細については、機構と協議の上決定し、実行すること。
- エ 広告に使用する画像等のクリエイティブを制作すること。

(5) アクセス解析と効果検証

- ア HTCサイト及び各広告配信についてアクセス解析を実施すること。
- イ HTCサイトにおけるユーザーの行動分析を実施すること。分析項目としては、ページビュー数の多いページの回遊状況、ページ内のボタンやリンクのクリック率、流入キーワードの分析等を挙げるが、この他の分析・提案も積極的に行うこと。また、流入経路(検索エンジン、外部サイト、SNS等)ごとの流入状況を分析し、ユーザーがサイト訪問に至る経路の把握及び評価を行うこと。
- ウ HTCサイトのアクセス解析には「Google Analytics (GA4)」を使用し、機構職員が状況を把握できる環境を整備するとともに、常時効果検証が行えるようにすること。必要に応じて他のツールを併用することも可とする。
- エ 上記ア及びイの分析結果及び発信方法の改善案について、定期的に機構に報告すること。また、報告内容について機構から照会があった場合は速やかに対応すること。
- オ 事業終了時には本業務の効果検証に基づき、次年度以降に向け効果向上が見込

まれる情報発信施策を提案すること。

(6) メディアを通じた情報発信

全国のビジネスパーソンの構想への関心を高めるため、ビジネスパーソンを主な読者とする雑誌、Web メディア等を活用した効果的な情報発信を企画提案し、機構と協議の上、実行すること。

(7) その他

ア 本業務を総括する責任者を配置し、機構からの指示に迅速に対応できる体制を整備すること。

イ 毎月、上記(5)に係る効果検証も含めた業務進捗に関する報告書を提出すること。なお、報告書の提出期限は翌月 15 日までとし、様式は任意とする。

7 再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 部分的再委託の承認

本業務を部分的に再委託する場合は、あらかじめ機構に再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

8 権利の帰属

本業務より制作される成果物の著作権は機構に譲渡するものとし、成果品の素材(写真、画像、動画等)については、機構が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

9 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに機構へ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報が記載された資料については、業務完了後、機構から貸与された資料は返還し、本業務の推敲により取得又は作成した資料は機構に引き渡すこと。

(4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

10 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任担当者通知書	様式第1号	紙	
2	業務着手届	様式第2号	紙	
3	業務実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること
4	業務実施工程表	任意様式	紙	
5	その他	任意様式		機構が必要と認める書類・データ

(2) 業務完了後、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	業務完了届	様式第4号	紙	
2	業務実績報告書	様式第5号	紙	
3	2に添付する書類	任意様式	紙・電子	業務報告書（本業務の効果検証及び次年度以降の情報発信施策案を含むこととする） 作成したデータ一式
4	経費に係る内訳書	任意様式	紙	
5	その他	任意様式		機構が必要と認める書類

(3) 検査完了及び委託の額が確定後、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	請求書	様式第6号	紙	

(4) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部 交流促進課
住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
電話：024-581-6893

11 その他、業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、機構と協議の上、業務の詳細を決定すること。なお、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告すること。なお、オンライン打合せも可とする。また、機構の求めがあった場合も速やかに報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、対応を決定すること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、機構に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (8) 本委託仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに機構に報告するとともに、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担でその一切を処理するものとする。なお、機構は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (9) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、機構に協力すること。